

記者発表資料
平成19年3月27日
青葉区 学校支援・連携担当課長
鈴木保男 電話978-2469
こども青少年局 放課後児童育成課長
徳田文男 電話671-4151

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位

横浜市放課後児童クラブ（学童保育）の委託料の過大受給について

青葉区内の4か所の放課後児童クラブにおいて、平成17年度分委託料の過大受給の事実が判明しました。
委託料は4クラブの運営委員会に支出していますが、4クラブの実質上の運営責任者である運営委員Aが、指導員の人件費を過大受給していたものです。
過大受給分7,674,609円(4クラブ合計額)は返還請求し、既に返還がなされています。
4クラブに対しては、当該運営委員Aを運営から外し、本来の適正な運営が行われるよう、改善指導を行っています。
各クラブでは、地域及び保護者会が中心となって運営委員会の再建を進めています。

1 放課後児童クラブの委託料の過大受給

(1) 事実の調査

青葉区内の4か所の放課後児童クラブの委託料について、所管課である青葉区地域振興課が平成17年度の会計収支について調査を行ったところ、実質上の運営責任者である運営委員Aによる委託料の過大受給の事実が判明しました。

(2) 過大受給の内容

- ・4クラブすべてについて、土曜日開設として申請し委託料を受給していましたが、実際は土曜日に常勤指導員を配置せず、常勤指導員(2名)には土曜日非開設の場合の給与162,000円を支払っていました。土曜日開設の場合の委託要件は、常勤指導員を配置し、給与は一人月額192,800円支払うことになっていました。
- ・1クラブ(たまプラーザ学童保育所)において、常勤指導員が産前産後休暇(14週)及び育児休業期間(5か月)を取得した期間、有給として委託料を受給していましたが、実際は無給でした。
- ・1クラブ(山内学童保育所)において、常勤指導員1名の欠員期間(2ヶ月)についても委託料を受給していました。
- ・1クラブ(たまプラーザ学童保育所)において、標準規模(20~35人)にもかかわらず、大規模分(36人以上)の委託料を受給していたため、補助指導員1名分の給与が過大となっていました。

クラブ名	過大受給額
たまプラーザ学童保育所	3,974,408
あざみ野学童保育所	1,124,664
美しが丘学童保育所	1,121,645
山内学童保育所	1,453,892
計	7,674,609円

(3) A運営委員の動機等について(3/27 A本人から電話で聞き取り)

<動機>

- ・指導員に言われてやった。
- ・指導員から「Aには迷惑はかからないから」と言われたので全部まかせた。
- ・返還に応じたのは、経営者として責任をとったもの。

<いつから過大請求をしていたのか>

- ・指導員にまかせていたのでわからない。
- ・市の方で調べて欲しい。

<有限会社がいつから実質上の運営をしていたのか>

- ・有限会社が行うようになった時期は、会計事務所に聞かないとわからない。

2 経過

平成18年2月27日

青葉区の職員が、4クラブ以外の放課後児童クラブへ訪問調査に行ったところ、そのクラブの指導員から「たまプラーザ学童保育所の育休をとった指導員が育休期間中は無給にもかかわらず、勤務していたとして有給処理を行うようにA運営委員から言われている」との情報提供があった。

平成18年3月6日

青葉区の課長と係長が、たまプラーザ学童保育所の指導員に会い、情報を確認するとともに、有給処理としないように指導した。

平成18年4月25日

たまプラーザ学童保育所から決算報告書が提出され、青葉区の職員が決算報告書をチェックしたところ、有給処理とされていたので、修正を指示。

平成18年5月15日

過大受給分について、返還するよう請求書を送付。

平成18年5月19日

Aが過大請求を認め、1,185,380円を返還。

平成18年6月中旬～8月

実質上の運営責任者である運営委員Aが関わる4クラブすべてに対し、特別調査を実施する。

平成18年10月～11月

当該運営委員Aに特別調査の内容を説明し事情を確認したところ、4クラブ全てにおいて、指導員給与等の過大受給の事実を認めた。

平成18年11月～

青葉区とこども青少年局が連携し、4クラブの再建に向けた取組みを支援する。

平成18年12月～平成19年2月

返還について協議、指導。

平成19年3月22日

過大受給となっていた委託料(4クラブ合計6,489,229円)がこども青少年局に返還される。

平成19年3月24・25日

各クラブの保護者会が開かれ、経過報告と再建状況の確認がなされる。

3 青葉区の対応

(1) 委託料の返還

調査の結果、実質上の運営責任者である運営委員Aが経営する有限会社が4クラブの実質的な経

営を行っていることが判明したため、運営委員会及び同社に返還請求をし、全額返済されています。

(2) 運営委員会への改善指導

4クラブに対しては、当該運営委員Aを運営委員会から退かせ、本来の運営委員会が適正な運営を行うことができるよう、改善指導を行っています。

4クラブでは、運営委員会を立て直し、地域及び保護者会が中心となって、運営の適正化に取り組んでいます。

(3) 再発防止に向けた対策

今回の事案を踏まえて、青葉区内の放課後児童クラブの各運営主体が、適正な会計処理及び運営を徹底するよう、改善・指導してまいります。

4 すべての放課後児童クラブの調査について

一斉に調査することは困難ですが、調査方法を改善し、18年度分の監査を行う中ですべての放課後児童クラブについて、調査します。

5 刑事告発について

平成17年度分については、返還されましたが、16年度以前については現在調査中であるので、全体を把握した上で、刑事告発を含めて対応を検討してまいります。

6 岸本孝男(きしもとたかお)こども青少年局長のコメント

今回の件は、本市として大変遺憾なことであり、かつ重く受け止めております。

このようなことが二度と起きないように、こども青少年局と区役所が連携し、放課後児童クラブの各運営主体が、適正な会計処理及び運営を徹底するよう、改善・指導してまいります。